

広島市立広島特別支援学校
いじめ防止等のための基本方針

令和元年8月30日改定

広島市立広島特別支援学校

はじめに

平成29年7月、広島市において、学校という教育の場で、いじめを主たる原因として子どもが自ら命を絶つという、絶対にあってはならないことが起こってしまいました。

当該事案に係る広島市いじめ防止対策推進審議会の答申には、「二度と本件のようなことが起こらないよう、真に実効性のあるいじめ防止の取組を提言する。」という強い思いが込められており、本校においてもこのことを真摯に受け止め、提言の一つ一つを着実に実行するという強い決意を持って取組を推進しなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応とともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。

本校の子どもたちがいじめでつらい思いをすることがないよう、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、子ども自身も、安心で豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。

そこで、本校の「広島市立広島特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」（以下、「基本方針」という。）〔平成26年に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第13条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、「広島市いじめ防止等のための基本方針」（平成26年3月26日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定〕を、「広島市いじめ防止等のための基本方針」（平成31年4月改定）に基づき改定します。

目 次

1 いじめの定義	1
2 いじめの特性	1
3 いじめの防止等に向けた基本的考え方	2
(1) 学校として	2
(2) 児童生徒として	3
(3) 保護者として	3
4 いじめの防止等のための組織の設置	3
5 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) 認知したいじめへの適切な対応	5
(4) 情報引継ぎの強化	5
(5) 教職員の資質能力の向上	5
(6) 関係機関との連携	6
6 重大事態への対処	6
(1) 重大事態の定義	6
(2) 重大事態への取組	6
7 「広島特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定	7

1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

特に、児童生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

2 いじめの特性

いじめには、次表のような特性があり、これを十分に理解した対応が求められる。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

いじめの特性と求められる対応

いじめの特性	求められる対応
<p>(1) 大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われる。</p> <p>例)・大人の目に付きにくい時間や場所 ・遊びやふざけ合いを装う</p> <p>加害側のみならず、被害側もいじめ被害を認めないことがある。((2)参照)</p> <p>児童生徒は「同世代の問題」への大人の介入に抵抗感を持つ傾向</p> <p>認知は、他の問題行動より格段に困難</p>	<ul style="list-style-type: none">複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応情報の記録、共有、引継ぎ（これらを支える）学校組織体制等の構築教員の資質能力の向上（兆候、心身の苦痛を見逃さない「鋭い感性」と「人権感覚」、「カウンセリングマインド」等）教育相談体制等の強化

<p>(2) 被害側にとって、いじめの告白自体、屈辱で自尊心を傷つけるもの</p> <p>他の児童生徒にとって、情報提供、仲裁等で関与することは、次のいじめの対象にされる危険を高める。</p> <p>人が対応を怠れば黙認されたとして深刻化し、人が介入に失敗すれば隠然化し、報復によりエスカレートする。</p> <p>↓ 子どもがいじめを大人に告げること自体、「多大な勇気」と、「大人への信頼」を要する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「思いやりの心」と「行動する力(勇気)」の育成 学校は、信頼に応えるため、被害側・情報提供者・仲裁者に「全力で守る」ことを伝えるとともに、その決意を行動・結果で示す。
<p>(3) 多くの児童生徒が入れ替わり被害・加害を経験する。</p> <p>↓ 被害側に加害経験、加害側に被害経験があると人間関係が複雑化し、解決が困難となる。</p> <p>対応も、他の問題行動より格段に困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての児童生徒に対する未然防止の取組 いじめを許容しない雰囲気、「一人ひとりが存在感を実感でき、安心して過ごせる支持的風土」の醸成 学校としての対応力を高めるため、段階的な手段を事前に準備
<p>(4) 繰り返し行われ、再発することも多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指導結果の追跡確認、慎重ないじめ解消の判断 いじめの原因(※)の分析、解消 家庭・関係機関との連携
<p>(5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、人間の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対応は、学校の最重要課題の一つとして迅速に対応

※ いじめの原因 主に「ストレス・疎外感」、「同調圧力」、「ねたみ・嫉妬」、「もてあそび等の娯楽感覚」のほか、「仲間意識の強さ、対抗意識」等が作用することもある。

3 いじめの防止等に向けた基本的考え方

(1) 学校として

- 教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許さない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。
- 各教科、道徳、特別活動等、全教育活動を通じて、児童生徒に命の大切さや思いやりの心をはぐくむとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- 児童生徒一人一人について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりに努め、児童生徒が教職員にいつでも相談できる関係づくりを進める。

- 児童生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握・分析し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に生かす。
- いじめを把握した場合は、学校で抱え込みず、学校と教育委員会が一致協力のもとで対応することができるよう、速やかに教育委員会に報告する。
- 児童生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

(2) 児童生徒として

- 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめを生まない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人々に積極的に相談することなどに努める。

(3) 保護者として

- どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

4 いじめの防止等のための組織の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、常設の組織（学校いじめ防止委員会）を置く。

- ・校長
- ・教頭
- ・事務長
- ・高等部主事
- ・スクールカウンセラー
- ・生徒指導主事（高等部）
- ・生徒指導主事（中学部）

- ・教育相談・支援主任
- ・保健主事
- ・研究部人権教育担当
- ・養護教諭

※ 必要に応じて、関係教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者の出席を認める。

5 いじめの防止等に向けて本校が実施する取組

(1) いじめの未然防止

ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、自分や友達を大切に思い授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

【具体的な取組】

- 各教科等における自己や他者を尊重する取組
- 行事を通しての仲間づくりへの取組

イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒がルールやマナーを守り、自らを振り返る力の育成を図る。加えて、高等部の生徒会活動の充実を図る。

各教科等の学習を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

【具体的な取組】

- ルール、マナーの明確化
- セルフチェックシート等の活用
- 生徒会が中心となった「挨拶運動」「行事」等の推進

ウ 家庭、学校、地域が連携した「いじめを生まない風土」の醸成

家庭、学校、地域が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた取組を推進する。

【具体的な取組】

- P T A、P T C活動の充実

(2) いじめの早期発見

日頃から児童生徒の行動観察、及び保護者との個人懇談や毎日の連絡帳による情報共有等、きめ細かな連携を取り、児童生徒が示す変化や危険信

号を見逃さない。あわせて、「ふれあい相談窓口」を周知し、児童生徒や保護者がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

【具体的な取組】

- 個人懇談、連絡帳等による情報共有
- 校務運営会議や学部会での情報共有
- 「ふれあい相談窓口」の設置と利用啓発
- インターネット上のトラブルの未然防止のための情報共有

(3) 認知したいじめへの適切な対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込みず、「学校いじめ防止委員会」を中心として速やかに組織的に対応する。

いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

【具体的な取組】

- 学校いじめ防止委員会設置要綱に沿った取組

(4) 情報引継ぎの強化

「個別の支援計画」「個別の指導計画」等を活用し、確実な引継ぎを行う。この引継ぎ資料を日常の指導に活用し、指導結果を踏まえて、必要な更新を行う。

(5) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、校内研修の充実を図る。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

- 児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。
- いじめを受けている児童生徒を守りきることを言葉と態度で示す。
- いじめを受けている児童生徒を学校全体で守るため、当該児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- いじめの特性を十分理解し、いじめの事案を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、複数の教職員の目（見守り）、見立て（事実の

評価、方針、検討)による組織的な対応を行う。

(6) 関係機関との連携

いじめの防止等に向けた対策を推進するために、「学校いじめ防止委員会」等を開催し、学校と関係機関及び団体との連携を密にする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①、②の「いじめにより」とは、児童生徒の被害等の要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(2) 重大事態への取組

ア 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

イ 「学校いじめ防止委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

ウ いじめを受けた児童生徒の保護者に調査の状況及び結果を隨時、報告する。

エ 学校は調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止を防ぐための取組を行う。

7 「広島特別支援学校いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定

「基本方針」は、広島特別支援学校ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、「学校いじめ防止委員会」で本校のいじめ防止等に向けた取組の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

附則

この基本方針は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この基本方針は、令和元年8月30日から施行する。